

保護処分に付された原則逆送事件及び
少年院送致・公判請求された年長少年に係る事件の概況

第1 はじめに

本調査は、少年法適用対象年齢を含む若年者に対する刑事法制の在り方に関する検討の一つとして、「少年院送致が選択された事件」及び「少年が公判請求された事件」の実情を把握することを目的とするものである。

本調査は、年長少年が少年院送致とされた事件の審判書及び年長少年が公判請求された事件の判決書を検討することにより、年長少年について、どのような事案において少年院送致が選択され、また、公判請求されているのかを明らかにするものである。

本調査においては、最高裁判所事務総局家庭局及び各検察庁の協力を得て、審判書及び判決書を収集し、法務省刑事局において、データの集計等を行った。

第2 検討の対象

本資料における検討の対象範囲は、次のとおりである。

- 平成26年1月1日から同年12月31日までの1年間に、家庭裁判所において終局処理された少年法第20条第2項本文に規定する事件（いわゆる原則逆送事件）のうち、検察官送致決定がなされなかった事件（8人）
- 処分時年齢（家庭裁判所における処分）が18歳又は19歳の少年について、平成26年1月1日から同年3月31日までの3か月間に、少年院送致決定（少年法第24条第1項第3号の保護処分）がなされた事件（ただし、上記「原則逆送事件」を除く。）（252人）
- 処分時年齢（検察庁における処分）が18歳又は19歳の少年について、平成26年1月1日から同年12月31日までの1年間に、公判請求された事件のうち、裁判が確定した事件（134人）

第3 「原則逆送事件のうち検察官送致決定がなされなかった事件」の概要

平成26年1月1日から同年12月31日までの1年間に、家庭裁判所において終局処理された少年法第20条第2項本文に規定する事件（いわゆる原則逆送事件）のうち、検察官送致決定がなされなかった少年8人の終局処分の内訳は、1人が不処分（非行なし）、1人が保護観察、6人が少年院送致であった。

このうち、不処分を除く、保護観察決定又は少年院送致決定がなされた7件の概要は、次のとおりである。

- 1 罪名別の人数

殺人	1人
承諾殺人	1人
傷害致死	5人（うち1人は保護観察）
- 2 各事件の概要

① 殺人事件の概要

非行歴のない少年（審判時17歳）が、自ら分娩した女兒を袋に入れて窒息死させた嬰兒殺の事案。

交際相手から胎児を殺害することを求められていた。

中等少年院送致。

② 承諾殺人事件の概要

精神障害に罹患している少年（審判時18歳）が、自殺に関するウェブサイトでも知り合った交際相手（被害者）と一緒に死ぬことを提案し、練炭自殺を試みた後、同交際相手に依頼されて、その頸部を締め付けて窒息死させた事案。

医療少年院送致（相当長期）。

③ 傷害致死事件（その1）の概要

飲酒していた少年（審判時17歳）が、酒に酔った被害者が何かを言いながら近づいてきたことに憤慨し、被害者を両手で1回押して後方に転倒させ、頭部に傷害を負わせて死亡させた事案。

少年は、保護観察中であり、かつ、特別遵守事項として飲酒しないことが定められていた。

中等少年院送致。

④ 傷害致死事件（その2）の概要

少年（審判時16歳）が酒に酔った被害者をからかったところ、被害者から追いかけられ、少年の胸ぐらに手を伸ばされたことから、被害者に対し、腹部付近を足裏で1回押し出すように蹴る暴行を加えて後方に転倒させ、頭部に傷害を負わせて死亡させた事案。

少年は、暴行後に119番通報し、少年なりに被害者を介抱した。

保護観察。

⑤ 傷害致死事件（その3）の概要

少年（審判時17歳）が職場で被害者から体を触られたことを元交際相手に相談し、被害者に対する制裁を依頼したところ、元交際相手を含む共犯男子少年2名が、被害者に制裁目的で暴行を加え、傷害を負わせて死亡させた事案。共犯男子少年2名は、無抵抗の被害者に対し、少なくとも20分間にわたって代わる代わる頭部や顔面等を殴る、蹴るの暴行を加えた。

少年は、被害者の行為をやめさせるため職場や母親に相談したが、事態が変わらないため元交際相手に制裁を依頼したもの。少年自身は暴行に及んでいない。

中等少年院送致（相当長期）。

⑥ 傷害致死事件（その4）の概要

少年（審判時19歳）が、夫と息子が同乗する自動車を運転中、夫の浮気を疑い、夫の制止を期待して、「みんなで死のうか」等と言ったが、夫から制止されなかったため、運転する自動車を信号柱に時速約45キロメートルで衝突させ、夫に傷害を負わせ、息子を死亡させた事案。

少年は、犯行後、真摯な救命措置を行った。

中等少年院送致（相当長期）。

⑦ 傷害致死事件（その5）の概要

少年（審判時19歳）が、祖母に対し、かねて金銭を渡すよう要求していたが拒絶されたことに立腹し、同人に対し、げんこつで顔面を数回殴り、両手で同人を数回突き飛ばし、更に同人を引き倒して、その背部及び腹部を数回蹴り、顔面を数回踏みつけるなどの暴行を加えて傷害を負わせ、死亡させた事案。

少年には軽度精神遅滞があった。

中等少年院送致（相当長期）。

第4 「年長少年に係る事件（原則逆送事件を除く。）のうち少年院送致決定がなされた事件」の概要

処分時年齢が18歳又は19歳の少年について、平成26年1月1日から同年3月31日までの3か月間に、少年院送致決定（少年法第24条第1項第3号の保護処分）がなされた事件（原則逆送事件を除く。）（252人）の概要は、次のとおりである（なお、割合については、小数点以下第一位を四捨五入している。以下同じ。）。

1 全体

(1) 共犯者の有無（資料1-1②③）

非行事実の中に、共犯者とともに非行に及んだと思われるものが一つ以上ある少年の人数は125人であり、全体（252人）に占める割合は50パーセントである。

(2) 犯行時間帯の別（資料1-1②③）

非行事実の中に、夜間（午後10時から午前5時まで）にその実行行為の全部又は一部が行われたと特定できるものが一つ以上ある少年の人数は136人であり、全体（252人）に占める割合は54パーセントである。

(3) 少年院送致歴の有無（資料1-1②③）

過去に少年院送致された経験を有する少年の人数は65人であり、全体（252人）に占める割合は26パーセントである。

(4) 罪名別の人数等

資料1-1④表は、一人の少年について複数の非行事実があり、かつ、罪名が複数である場合は、それぞれの罪名ごとに1人として計上した（例えば、窃盗の非行事実2件と詐欺の非行事実1件で少年院送致された少年については、窃盗1人、詐欺1人と計上した。）罪名別の人数等である。

罪名の内訳は、多い方から、窃盗（96人）、傷害（60人）、道路交通法違反（54人）、詐欺（33人）、住居侵入（29人）、恐喝（24人）、強制わいせつ（13人）、強盗致死傷（12人）等となっている。

2 窃盗事件の概要（資料1-2関係）

非行事実窃盗を含む少年96人について、その手口や被害額等を整理した結果は、次のとおりである。

(1) 手口

非行事実窃盗を含む少年について、窃盗の手口別の人数のうち、主なものは次のとおりである。

なお、窃盗の非行事実が複数あり、かつ、手口が複数ある場合は、それぞれの手口ごとに1人として計上した（例えば、非行事実が万引き3件である少年は万引き1人、非行事実が万引き1件及びひったくり2件の少年の場合は、万引き1人及びひったくり1人と計上した。）。括弧内は、別の手口の窃盗が非行事実に含まれている少年の人数であり、割合は96人に占める割合である。

・万引き	30人（5人）	31パーセント
・侵入盗	20人（7人）	21パーセント
・オートバイ盗	12人（3人）	13パーセント
・置引き	10人（1人）	10パーセント
・ひったくり	8人（2人）	8パーセント

(2) 被害額（窃盗事件の合計金額）

非行事実窃盗を含む少年について、窃盗の被害額の合計金額別の人数は、次のとおりである。

・未遂	2人（非行事実が窃盗未遂のみの者は1人）	2パーセント
・1万円未満	24人（非行事実が窃盗のみの者は7人）	25パーセント
・1万円以上10万円未満	36人	38パーセント
・10万円以上100万円未満	21人	22パーセント
・100万円以上1000万円未満	12人	13パーセント
・1000万円以上	1人	1パーセント

(3) 犯行時間帯の別

非行事実窃盗を含む少年について、夜間（午後10時から午前5時まで）に窃盗の実行行為の全部又は一部が行われたと特定できる非行事実が一つ以上ある少年の人数は、38人であった。

(4) 少年院送致歴の有無

非行事実窃盗を含む少年について、過去に少年院送致された経験を有する少年の人数は、23人であった。

(5) 非行事実が窃盗のみであり、かつ、窃盗の被害金額が合計1万円未満（未遂含む）である事案8件の概要

ア 【万引き1件】保護観察中の少年（審判時19歳）が、共謀して、日用品等4点（約1000円相当）を万引きしたもの。

少年の保護処分歴：①万引きにより保護観察処分、②オートバイ盗により不処分。

イ 【万引き1件】保護観察中の少年（審判時18歳）が、共謀して、食料品等2点（数百円相当）を万引きしたもの。

少年の保護処分歴：万引き2件により保護観察処分。

ウ 【万引き1件】保護観察中の少年（審判時19歳）が、食料品1点（数百円

相当)を万引きしたものの。

少年の保護処分歴：①道交法違反(接触事故)により交通保護観察処分，②万引きにより保護観察処分。

エ 【置き引き1件】保護観察中の少年(審判時19歳)が，スナックで，現金約100円及びクレジットカード等在中の財布(約1000円相当)を置き引きしたものの。

少年の保護処分歴：オートバイ盗により保護観察処分。保護観察中に保護司との連絡がつかないなど遵守事項の不遵守があった。

オ 【万引き1件】保護観察中の少年(審判時19歳)が，日用品等4点(数千円相当)を万引きしたものの。

少年の保護処分歴：①自転車盗により審判不開始，②万引き2件により短期保護観察処分，③万引き，自転車盗により審判不開始，④万引き2件により保護観察処分。

カ 【万引き1件】保護観察中の少年(審判時19歳)が，食料品1点(数百円相当)を万引きした事案。

少年の保護処分歴：①傷害，恐喝により保護観察処分，②保護観察中の行状不良により施設送致申請がなされ，中等少年院送致決定，③保護観察中の万引きにより試験観察決定。試験観察中の家出，無銭宿泊等により中等少年院送致決定。

キ 【その他(自動販売機荒らし)2件】保護観察歴のある少年(審判時18歳)が，①共謀して，自動販売機を破壊して，清涼飲料水8本(約1000円相当)を窃取し，②共謀して，自動販売機を破壊して清涼飲料水を窃取しようとしたが未遂にとどまった事案。

少年の保護処分歴：万引き及び自動販売機荒らし等により保護観察処分。

ク 【その他(賽銭盗)1件】保護観察中の少年が，賽銭箱から現金を盗もうとしたが未遂にとどまった事案。

少年の保護処分歴：賽銭盗を含む窃盗により保護観察処分(3回)。

3 傷害事件の概要(資料1-3関係)

非行事実(傷害(暴行を含む。))を含む少年60人について，その傷害の程度等を整理した結果は，次のとおりである。

(1) 傷害の程度(傷害の非行事実が複数ある場合は最も重い傷害)

非行事実(傷害を含む少年)について，傷害の全治又は加療期間別の人数は，次のとおりである。

・傷害結果なし(暴行のみ)	6人	10パーセント
・全治，加療2週間以内	35人	58パーセント
・全治，加療1月以内	12人	20パーセント
・全治，加療6月以内	6人	10パーセント
・全治，加療6月超	1人	2パーセント

(2) 犯行時間帯の別

非行事実には傷害を含む少年について、夜間（午後10時から午前5時まで）に傷害の実行行為の全部又は一部が行われたと特定できる非行事実が一つ以上ある少年の人数は、39人であった。

(3) 少年院送致歴の有無

非行事実には傷害を含む少年について、過去に少年院送致された経験を有する少年の人数は、21人であった。

4 詐欺事件の概要（資料1－4関係）

非行事実には詐欺を含む少年33人について、その手口や被害額等を整理した結果は、次のとおりである。

(1) 手口

非行事実には詐欺を含む少年について、詐欺の手口別の人数では、特殊詐欺が23人と最も多く、全体（33人）の70パーセントを占めている。

なお、特殊詐欺とは、いわゆる「オレオレ詐欺」「架空請求詐欺」「融資保証金詐欺」「還付金等詐欺」「金融商品等取引名目詐欺」「ギャンブル必勝法情報提供名目詐欺」「異性との交際あっせん名目詐欺」等の類型の総称である。

(2) 被害額（詐欺事件の合計金額）

非行事実には詐欺を含む少年について、詐欺の被害額の合計金額別の人数は、次のとおりである。

なお、被害額不明とは、金融機関に対する通帳詐欺の事案について、被害品たる通帳及びキャッシュカードの金銭価値への換算が困難な場合である。

・未遂	6人	18パーセント
・不明	1人	3パーセント
・1万円未満	4人	12パーセント
・1万円以上10万円未満	4人	12パーセント
・10万円以上100万円未満	2人	6パーセント
・100万円以上1000万円未満	9人	27パーセント
・1000万円以上	7人	21パーセント

(3) 犯行時間帯の別

非行事実には詐欺を含む少年について、夜間（午後10時から午前5時まで）に詐欺の実行行為の全部又は一部が行われたと特定できる非行事実が一つ以上ある少年の人数は、1人であった。

(4) 少年院送致歴の有無

非行事実には詐欺を含む少年について、過去に少年院送致された経験を有する少年の人数は、8人であった。

5 恐喝事件の概要（資料1－5関係）

非行事実には恐喝を含む少年24人について、その被害額等を整理した結果は、次のとおりである。

(1) 被害額（恐喝事件の合計金額）

非行事実恐喝を含む少年について、恐喝の被害額の合計金額別の人数は、次のとおりである。

・未遂	6人	25パーセント
・1万円未満	3人	13パーセント
・1万円以上10万円未満	4人	17パーセント
・10万円以上100万円未満	9人	38パーセント
・100万円以上1000万円未満	2人	8パーセント

(2) 犯行時間帯の別

非行事実恐喝を含む少年について、夜間（午後10時から午前5時まで）に恐喝の実行行為の全部又は一部が行われたと特定できる非行事実が一つ以上ある少年の人数は、20人であった。

(3) 少年院送致歴の有無

非行事実恐喝を含む少年について、過去に少年院送致された経験を有する少年の人数は、10人であった。

第5 年長少年に係る公判請求事件

公判請求時の年齢が18歳又は19歳の少年について、平成26年1月1日から同年12月31日までの1年間に、公判請求された事件のうち、裁判が確定したものの（134人）の概要は以下のとおりである。

1 全体（資料2-1関係）

(1) 逆送の根拠規定の別

逆送の根拠規定ごとの人数は、少年法第20条第2項本文の規定による検察官送致（いわゆる原則逆送）にかかる少年の人数は20人であり、全体（134人）に占める割合は15パーセント、同条第1項の規定による検察官送致にかかる少年の人数は114人であり、全体（134人）に占める割合は85パーセントである。

(2) 共犯者の有無

犯罪事実の中に、共犯者とともに犯行に及んだと特定できるものが一つ以上ある少年の人数は29人であり、全体（134人）に占める割合は22パーセントである。

(3) 犯行時間帯の別

犯罪事実の中に、夜間（午後10時から午前5時まで）にその実行行為の全部又は一部が行われたと特定できるものが一つ以上ある少年の人数は59人であり、全体（134人）に占める割合は44パーセントである。

(4) 少年院送致歴の有無

過去に少年院送致された経験を有する少年の人数は18人であり、全体（134人）に占める割合は13パーセントである。

(5) 裁判結果等

資料2-1②表は、裁判結果ごとに分類したものであり、10人以上の裁判結

果は、多い方から、懲役又は禁錮6月超1年以下（32人）、1年超2年以下（28人）、2年超3年以下（21人）、6月以下（20人）、7年超10年以下（13人）となっている。

実刑となった者は40人であり、全体（134人）の30パーセント、執行猶予判決を受けた者は77人であり、全体（134人）の57パーセント、保護観察付執行猶予判決を受けた者は11人であり、全体（134人）の8パーセントである。

このうち、3年以下の有期刑の言渡しを受けた者101人を母数としてみると、実刑となった者は13人であり、全体（101人）の13パーセント、執行猶予判決を受けた者は77人であり、全体（101人）の76パーセント、保護観察付執行猶予判決を受けた者は11人であり、全体（101人）の11パーセントである。

無期懲役となった者は1人、罰金となった者は3人、少年法第55条による家庭裁判所移送となった者は3人である。

2 罪名別の人数等

資料2-1⑥表は、一人の少年について複数の犯罪事実があり、かつ、罪名が複数である場合は、それぞれの罪名ごとに1人として計上した（例えば、窃盗の犯罪事実2件と詐欺の犯罪事実1件で公判請求された少年については、窃盗1人、詐欺1人と計上した。）罪名別の人数等である。

罪名は、多い方から、道路交通法違反（69人）、自動車による過失致死傷等（48人）、窃盗（21人）、傷害（13人）等となっている。

3 窃盗事件の概要（資料2-2関係）

犯罪事実窃盗を含む少年21人について、その手口や被害額等を整理した結果は、次のとおりである。

(1) 手口

犯罪事実窃盗を含む少年について、窃盗の手口別の人数のうち、主なものは、次のとおりである。

なお、窃盗の犯罪事実が複数あり、かつ、手口が複数ある場合は、それぞれの手口ごとに1人として計上した（例えば、犯罪事実が万引き3件である少年は万引き1人、犯罪事実が万引き1件及びひったくり2件の少年の場合は、万引き1人及びひったくり1人と計上した。）。括弧内は、別の手口の窃盗が犯罪事実に含まれている少年の人数であり、割合は21人に占める割合である。

・万引き	7人（0人）	33パーセント
・ひったくり	3人（0人）	14パーセント
・侵入盗	3人（3人）	14パーセント
・自動車盗	2人（1人）	10パーセント

(2) 被害額（窃盗事件の合計金額）

犯罪事実窃盗を含む少年について、窃盗の被害額の合計金額別の人数は、次

のとおりである。

・ 1万円未満	10人	48パーセント
・ 1万円以上10万円未満	4人	19パーセント
・ 10万円以上100万円未満	6人	29パーセント
・ 100万円以上1000万円未満	1人	5パーセント

(3) 犯行時間帯の別

犯罪事実に窃盗を含む少年について、夜間（午後10時から午前5時まで）に窃盗の実行行為の全部又は一部が行われたと特定できる犯罪事実が一つ以上ある少年の人数は、10人である。

(4) 少年院送致歴の有無

犯罪事実に窃盗を含む少年について、過去に少年院送致された経験を有する少年の人数は、7人である。

4 傷害事件の概要（資料2－3関係）

犯罪事実に傷害（暴行，傷害致死を含む。）を含む少年13人について、その傷害の程度等を整理した結果は、次のとおりである。

(1) 傷害の程度（傷害の犯罪事実が複数ある場合は最も重い傷害）

犯罪事実に傷害を含む少年について、傷害の全治又は加療期間別の人数は、次のとおりである。

・ 傷害結果なし（暴行のみ）	1人
・ 全治，加療2週間以内	2人
・ 全治，加療1月以内	1人
・ 全治，加療6月以内	2人
・ 全治，加療6月超	1人
・ 死亡	6人

(2) 犯行時間帯の別

犯罪事実に傷害を含む少年について、夜間（午後10時から午前5時まで）に傷害の実行行為の全部又は一部が行われたと特定できる犯罪事実が一つ以上ある少年の人数は、6人である。

(3) 少年院送致歴の有無

犯罪に傷害を含む少年について、過去に少年院送致された経験を有する少年の人数は、4人である。

家庭裁判所の審判状況に関する統計資料

① 「原則逆送事件のうち検察官送致決定がなされなかった事件」における共犯者の有無，犯行時間帯の別，少年院送致歴の有無

総数	共犯者		犯行時間帯		少年院送致歴	
	有	無	夜間	その他・不明	有	無・不明
8	1	7	4	4	0	8

※本表は，平成26年1月1日から同年12月31日までの1年間に，家庭裁判所において終局処理された少年法第20条第2項本文に規定する事件（原則逆送事件）のうち，検察官送致決定がなされなかった事件（8人）について調査したものである。

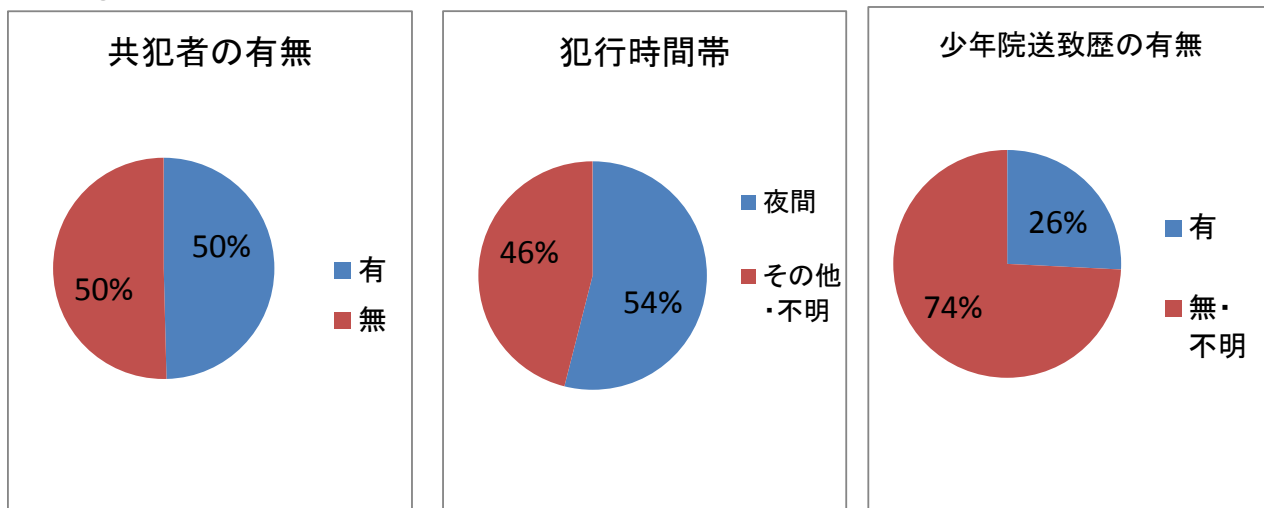
※「犯行時間帯」の「夜間」は，犯行が22:00～5:00までに行われたものを示し，非行事実が複数ある場合は，それらの中に一つ以上夜間に行われたものが含まれていれば「夜間」の人数に計上した（以下同じ）。

② 「年長少年に係る事件（原則逆送事件を除く）のうち少年院送致決定がなされた事件」における共犯者の有無，犯行時間帯の別，少年院送致歴の有無

総数	共犯者		犯行時間帯		少年院送致歴	
	有	無	夜間	その他・不明	有	無・不明
252	125	127	136	116	65	187

※本表は，家庭裁判所における処分時年齢が18，19歳の少年について，平成26年1月1日から同年3月31日までの3か月間に，少年院送致決定（少年法第24条第1項第3号の保護処分）がなされた事件（ただし，原則逆送事件を除く。）（252人）について調査したものである。

③ 上記②の各割合



※小数点以下第一位を四捨五入しているため，割合の合計が100%とならないことがある（以下同じ）。

④「年長少年に係る事件(原則逆送事件を除く)のうち少年院送致決定がなされた事件」
における罪名別の共犯者の有無, 犯行時間帯の別, 少年院送致歴の有無

	人数	共犯者		犯行時間帯		少年院送致歴	
		有	無	夜間	その他・不明	有	無・不明
公務執行妨害	5		5	2	3	2	3
犯人蔵匿・証拠隠滅	4		4	2	2		4
放火	1		1	1			1
過失往来妨害	1		1		1		1
住居侵入	29	18	11	14	15	4	25
偽造公文書行使	1	1			1	1	
私文書偽造	2	1	1		2	2	
強制わいせつ	13	2	11	8	5	3	10
強姦	4		4	2	2		4
殺人	3	1	2	1	2		3
傷害	60	30	30	39	21	21	39
逮捕・監禁	6	6		6		2	4
信用毀損・業務妨害	1		1	1			1
窃盗	96	46	50	38	58	23	73
強盗	6	3	3	5	1	1	5
強盗致死傷	12	10	2	9	3	3	9
詐欺	33	27	6	1	32	8	25
恐喝	24	19	5	20	4	10	14
横領	5	1	4	2	3		5
盗品等関係	1		1	1		1	
毀棄・隠匿	7	3	4	6	1	2	5
暴力行為等処罰に関する法律	5	1	4	3	2	1	4
組織的な犯罪の処罰及び犯罪 収益の規制等に関する法律	1	1			1		1
銃砲刀剣類所持等取締法	7		7	3	4	2	5
売春防止法	1	1			1		1
児童買春・児童ポルノに係る 行為等の処罰及び児童の保 護等に関する法律	1		1	1			1
軽犯罪法	4	1	3	4			4
児童福祉法	1	1			1		1
自動車損害賠償保障法	2		2		2	1	1
大麻取締法	4		4		4	1	3
覚せい剤取締法	7	1	6		7	1	6
労働基準法	1		1	1			1
職業安定法	1		1		1		1
道路運送車両法	4		4	1	3	2	2
地方公共団体条例	1		1		1		1
危険運転致死傷	1		1		1		1
自動車による過失致死傷等	8		8		8	3	5
道路交通法	54	9	45	28	26	16	38
ぐ犯	3		3		3	1	2
総数	420	183	237	199	221	111	309

※本表は、「年長少年に係る事件(原則逆送事件を除く)のうち少年院送致決定がなされた事件」の252人について、罪名ごとに、共犯者の有無, 犯行時間帯の別, 少年院送致歴の有無を調査したものである。

なお、1人の少年について複数の非行事実があり、かつ、罪名も複数ある場合は、それぞれの罪名ごとに1人として計上した(例:窃盗2件及び詐欺1件の非行事実で少年院送致された少年については、窃盗1人、詐欺1人と計上。)

※罪名については、検察統計年報の別表分類一覧表(その1)の大分類による(ただし、「殺人」「強盗致死傷」には、殺人既遂、強盗致死を含まない。)

窃盗関係(1)

○窃盗の手口・被害額別の人数

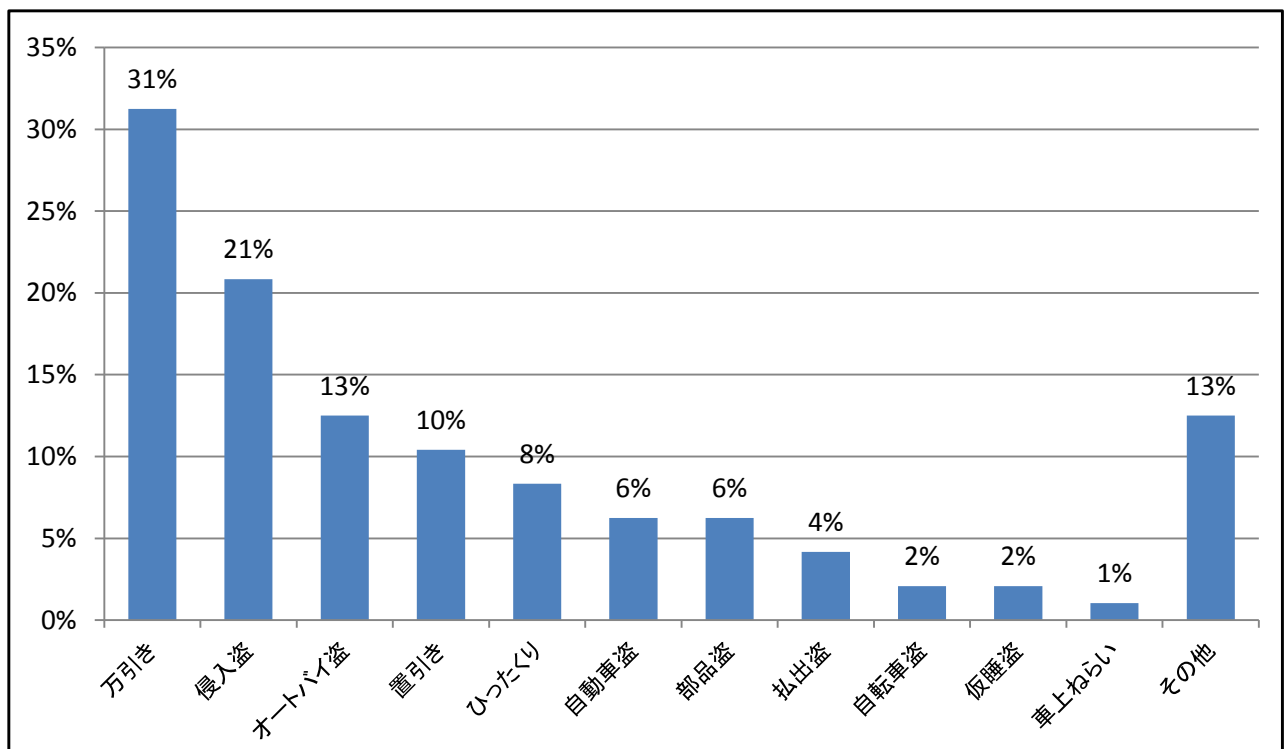
手口	被害額		未遂	不明	1万円未満	1万円以上 10万円未満	10万円以上 100万円未満	100万円以上 1000万円未満	1000万円超
	人数								
万引き	30	(5)			19	9	2		
侵入盗	20	(7)	1	1	1	4	5	8	
オートバイ盗	12	(3)	1		1	5	5		
置引き	10	(1)			2	7	1		
ひったくり	8	(2)				4	4		
自動車盗	6	(2)					4	2	
部品盗	6	(2)			4	2			
払出盗	4	(3)	1			1		1	1
自転車盗	2	(3)			2				
仮睡盗	2					2			
車上ねらい	1					1			
その他	12	(3)	1		1	9		1	

※「年長少年に係る事件（原則逆送事件を除く）のうち少年院送致決定がなされた事件」の252人のうち、非行事実窃盗（未遂を含む）を含む少年96人について調査したものである。

※窃盗の非行事実が複数あり、かつ、手口が複数ある場合は、それぞれの手口ごとに1人として計上した（例：「万引き3件」である少年は「万引き1人」として計上し、「万引き1件及びひったくり2件」である少年は「万引き1人」及び「ひったくり1人」として計上した。）。

※「人数」欄の括弧内は、別の手口の窃盗が非行事実に含まれている少年の人数である。

○非行事実窃盗を含む少年96人の手口割合

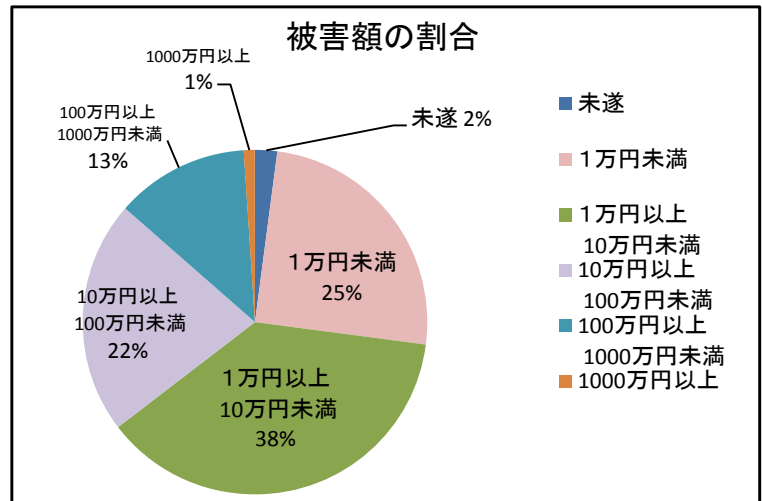


(注) 手口が複数ある少年がいるため、割合の合計は100%にはならない。

窃 盗 関 係 (2)

○被害額（人別）

被害額	人数
未遂	2(1)
1万円未満	24(7)
1万円以上 10万円未満	36
10万円以上 100万円未満	21
100万円以上 1000万円未満	12
1000万円以上	1

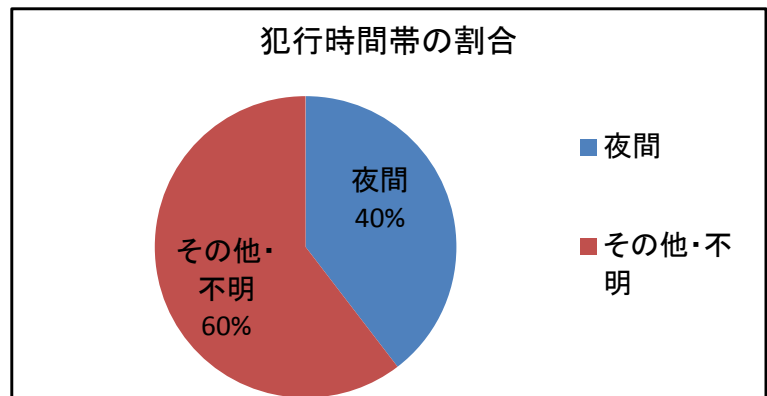


※窃盗の非行事実が複数ある場合は、被害額の合計金額を計上した。

※「人数」欄の括弧書きは、非行事実が「窃盗（未遂を含む）」のみである少年の人数を示し、内数である。

○犯行時間帯（人別）

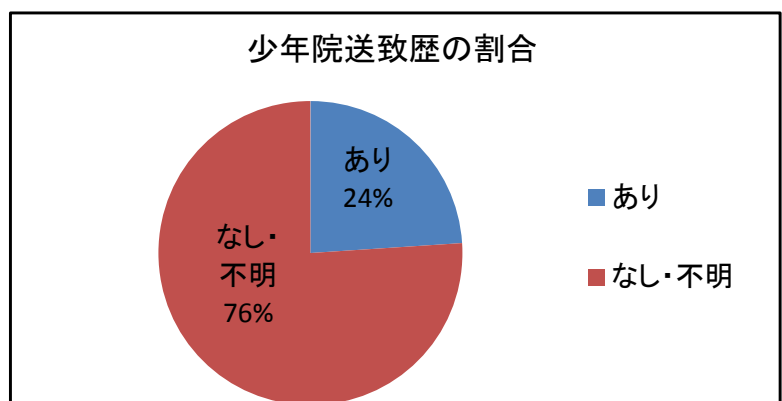
時間帯	人数
夜間 (22:00～5:00)	38
その他・不明	58



※窃盗の非行事実が複数ある場合は、それらの中に一つ以上夜間に行われたものが含まれていれば、「夜間」の人数に計上した。

○少年院送致歴（人別）

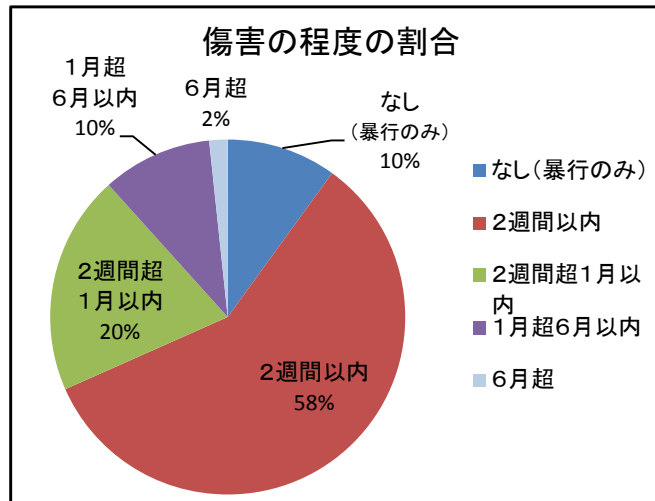
少年院送致歴	人数
あり	23
なし・不明	73



傷 害 関 係

○傷害の程度（人別）

傷害の程度	人数
なし(暴行のみ)	6
2週間以内	35
2週間超1月以内	12
1月超6月以内	6
6月超	1

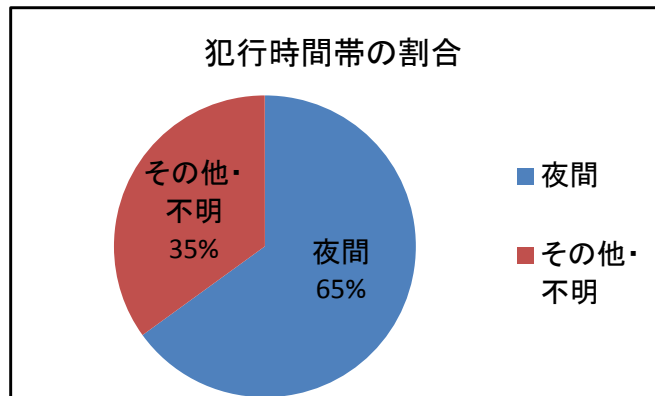


※「年長少年に係る事件（原則逆送事件を除く）のうち少年院送致決定がなされた事件」の252人のうち、非行事実には傷害（暴行を含む）を含む60人について調査したものである。

※傷害の程度については、傷害の「全治又は加療」期間を示し、また、傷害の非行事実が複数ある場合は、傷害の程度が最も重いものを計上した。

○犯行時間帯（人別）

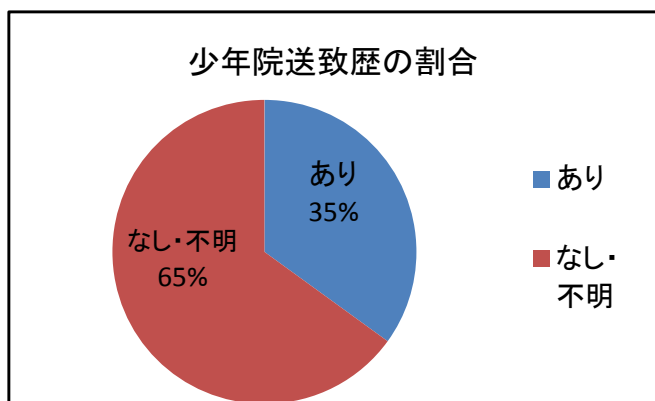
時間帯	人数
夜間 (22:00～5:00)	39
その他・不明	21



※傷害の非行事実が複数ある場合は、それらの中に一つ以上夜間に行われたものが含まれていれば、「夜間」の人数に計上した。

○少年院送致歴（人別）

少年院送致歴	人数
あり	21
なし・不明	39



詐欺関係(1)

○詐欺の手口・被害額別の人数

手口 \ 被害額	人数	未遂	不明	1万円未満	1万円以上 10万円未満	10万円以上 100万円未満	100万円以上 1000万円未満	1000万円 以上
特殊詐欺	23	6			1		9	7
無銭	4			2	2			
借用	1			1				
その他	5		1	1	1	2		

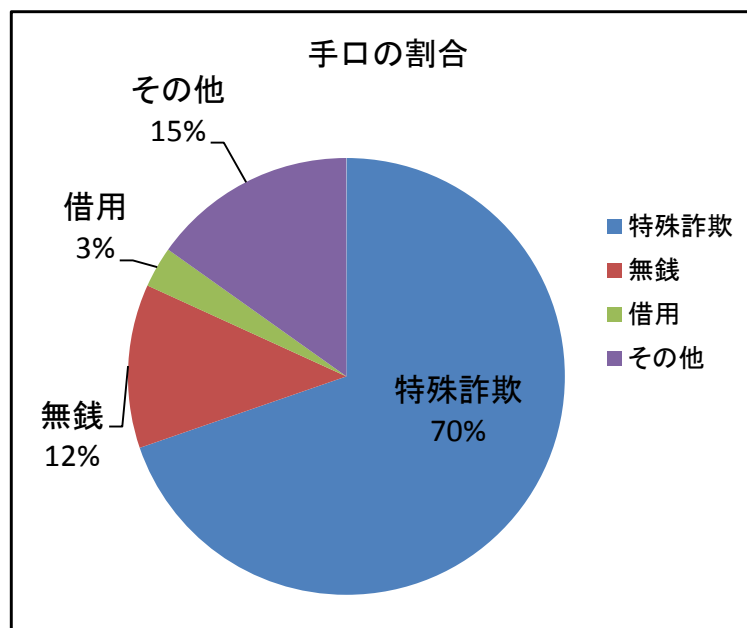
※「年長少年に係る事件（原則逆送事件を除く）のうち少年院送致決定がなされた事件」の252人のうち、非行事実には詐欺（未遂を含む）を含む33人について調査したものである。

※特殊詐欺は、「オレオレ詐欺」、「架空請求詐欺」、「融資保証金詐欺」、「還付金等詐欺」、「金融商品等取引名目詐欺」、「ギャンブル必勝法情報提供名目詐欺」、「異性との交際あっせん名目詐欺」等の類型の総称である。

※被害額不明とは、金融機関に対する通帳詐欺の事案について、被害品たる通帳及びキャッシュカードの金銭価値への換算が困難な場合である。

○手口（人別）

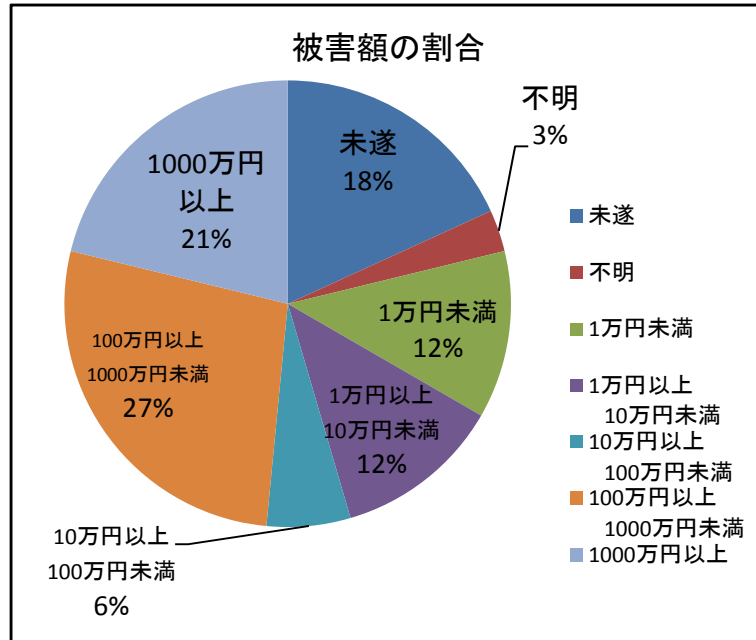
手口	人数
特殊詐欺	23
無銭	4
借用	1
その他	5



詐欺関係(2)

○被害額(人別)

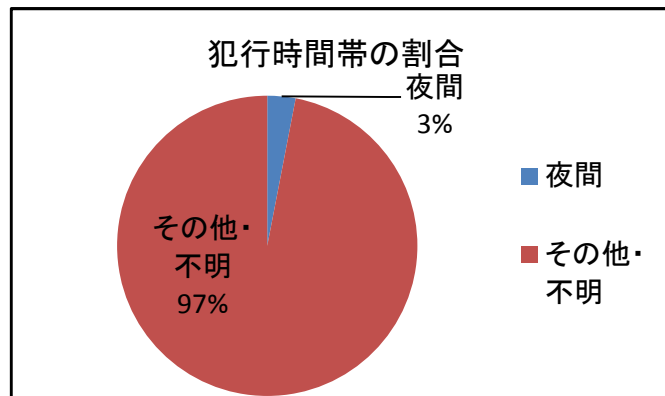
被害額	人数
未遂	6
不明	1
1万円未満	4
1万円以上 10万円未満	4
10万円以上 100万円未満	2
100万円以上 1000万円未満	9
1000万円以上	7



※詐欺の非行事実が複数ある場合は、被害額の合計金額を計上した。
 ※被害額不明とは、金融機関に対する通帳詐欺の事案について、被害品たる通帳及びキャッシュカードの金銭価値への換算が困難な場合である。

○犯行時間帯(人別)

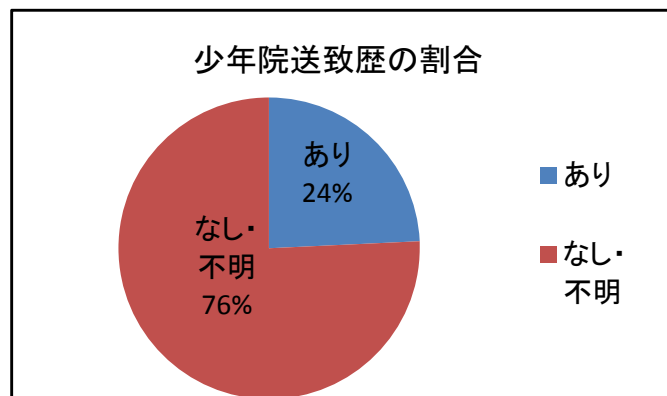
時間帯	人数
夜間 (22:00~5:00)	1
その他・不明	32



※詐欺の非行事実が複数ある場合は、それらの中に一つ以上夜間に行われたものが含まれていれば、「夜間」の人数に計上した。

○少年院送致歴(人別)

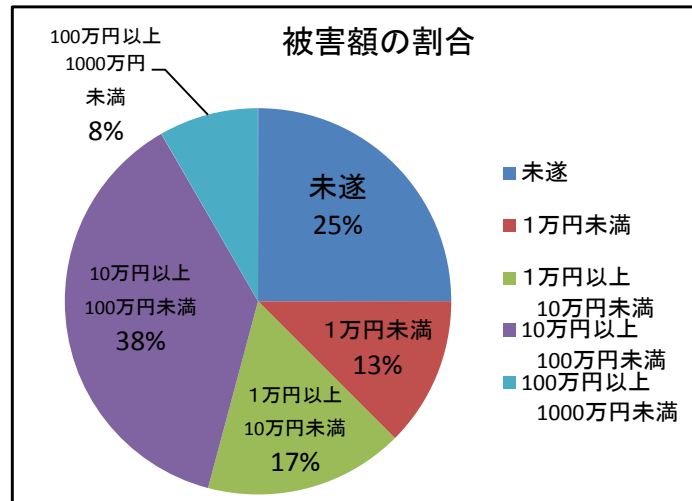
少年院送致歴	人数
あり	8
なし・不明	25



恐喝関係

○被害額（人別）

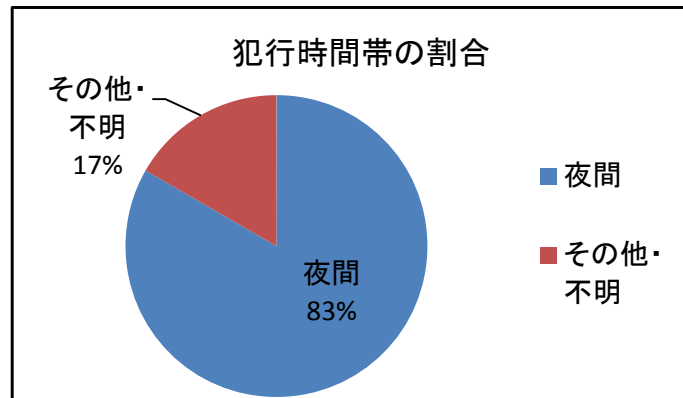
被害額	人数
未遂	6
1万円未満	3
1万円以上 10万円未満	4
10万円以上 100万円未満	9
100万円以上 1000万円未満	2



※「年長少年に係る事件（原則逆送事件を除く）のうち少年院送致決定がなされた事件」の252人のうち、非行事実恐喝（未遂及び幫助を含む）を含む24人について調査したものである。
 ※恐喝の非行事実が複数ある場合は、被害額の合計金額を計上した。

○犯行時間帯（人別）

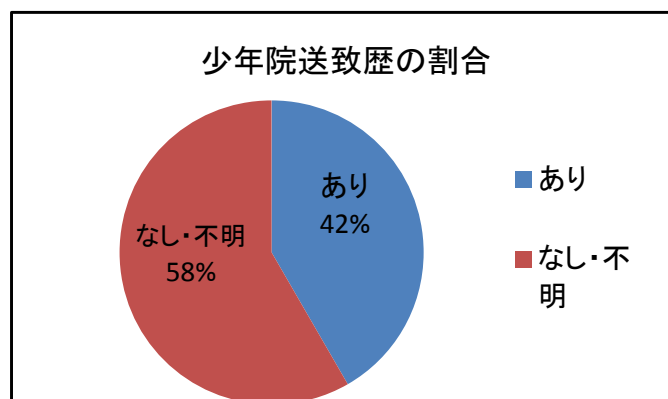
時間帯	人数
夜間 (22:00～5:00)	20
その他・不明	4



※恐喝の非行事実が複数ある場合は、それらの中に一つ以上夜間に行われたものが含まれていれば、「夜間」の人数に計上した。

○少年院送致歴（人別）

少年院送致歴	人数
あり	10
なし・不明	14



刑事裁判所の裁判状況等に関する統計資料

①「年長少年に係る公判請求事件」における共犯者の有無，犯行時間帯の別，少年院送致歴の有無

	総数	共犯者		犯行時間帯		少年院送致歴	
		有	無	夜間	その他・不明	有	無・不明
少年法20条2項本文	20(10)	9(5)	11(5)	14(7)	6(3)	4(1)	16(9)
少年法20条1項	114(18)	20(2)	94(16)	45(9)	69(9)	14(0)	100(18)
計	134(28)	29(7)	105(21)	59(16)	75(12)	18(1)	116(27)

※公判請求時の年齢が18歳又は19歳の少年について，平成26年1月1日から同年12月31日までの1年間に，公判請求された事件のうち，裁判が確定したもの（134人）を調査したものである。

※「少年法20条2項本文」は少年法第20条第2項本文の規定により検察官送致された事件をいう。

※「少年法20条1項」は少年法第20条第1項の規定により検察官送致された事件をいう。

※「犯行時間帯」の「夜間」は，犯行が22:00～5:00までに行われたものを示し，犯罪事実が複数ある場合は，それらの中に一つ以上夜間に行われたものが含まれていれば，「夜間」の人数に計上した（以下同じ。）。

※括弧書きは公判請求時の年齢が18歳の者を示し，内数である。

②裁判結果等

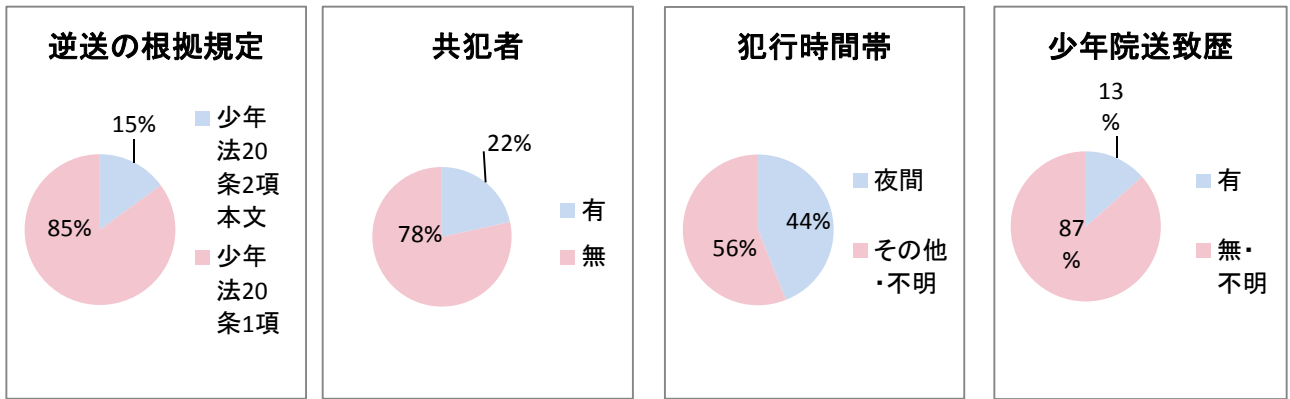
裁判結果	区分	人数					
			少年法20条2項本文	少年法20条1項	実刑	執行猶予	保護観察付執行猶予
55条移送		3(1)		3(1)			
罰金		3(1)		3(1)			
6月以下		20(4)		20(4)		20(4)	
6月超1年以下		32(4)		32(4)		29(4)	3(0)
1年超2年以下		28(3)		28(3)	2(0)	23(3)	3(0)
2年超3年以下		21(3)		21(3)	11(2)	5(0)	5(1)
3年超5年以下		5(2)	4(2)	1(0)	1(0)		
5年超7年以下		6(2)	2(1)	4(1)	4(1)		
7年超10年以下		13(7)	12(6)	1(1)	1(1)		
10年超		2(1)	1(1)	1(0)	1(0)		
無期懲役		1(0)	1(0)				
計		134(28)	20(10)	114(18)	20(4)	77(11)	11(1)

※「55条移送」は少年法第55条の規定により，家庭裁判所へ移送となった事件をいう。

※裁判結果の月又は年の表示は「懲役又は禁錮」を示し，不定期刑の言渡しのあったものについては，その刑の長期を基準として計上した。

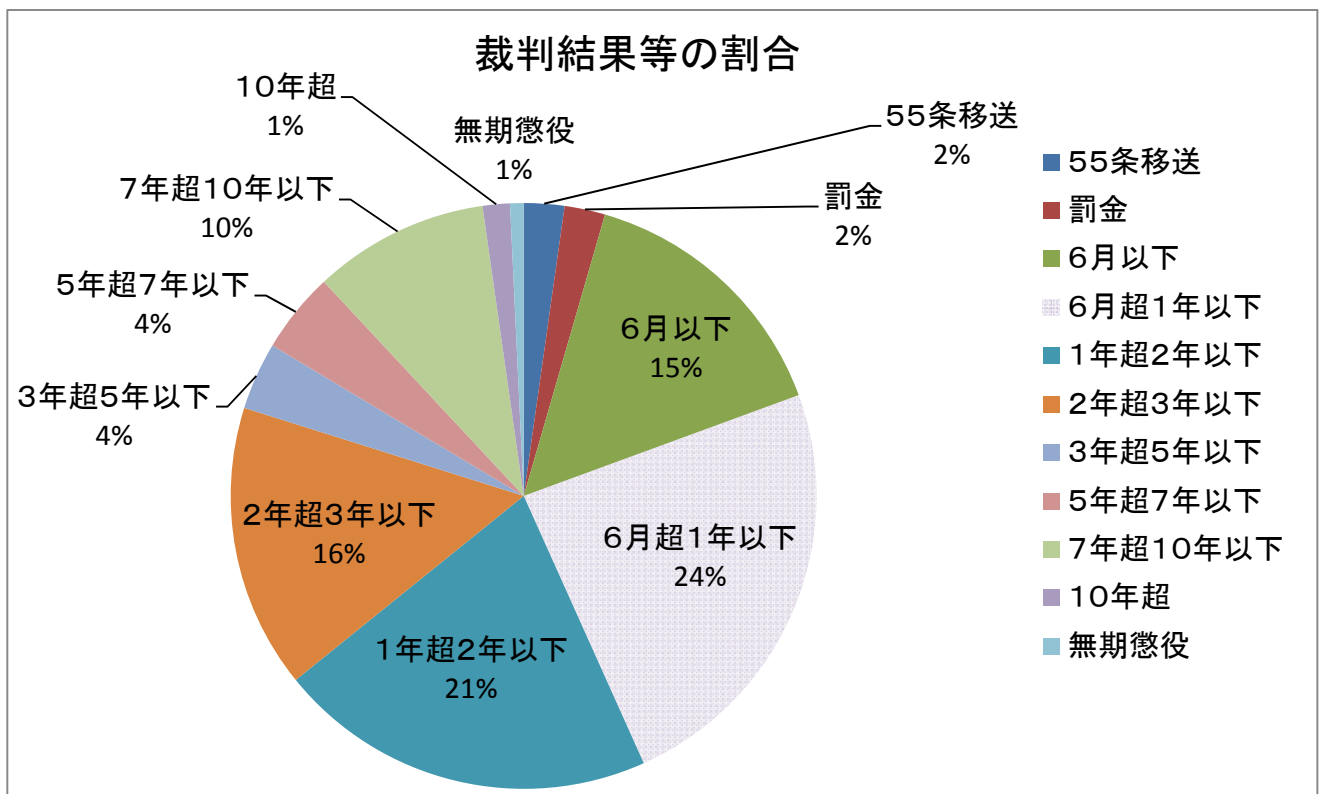
※括弧書きは公判請求時の年齢が18歳の者を示し，内数である。

③ 前記①の各割合

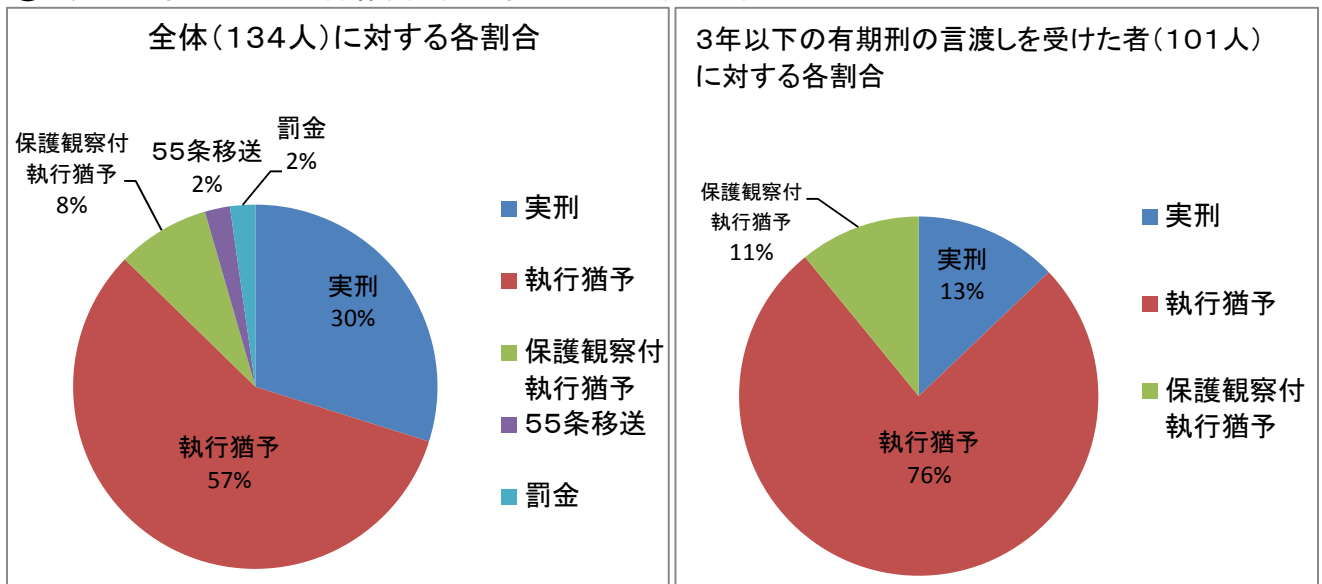


※小数点以下第一位を四捨五入しているため、割合の合計が100%とならないことがある(以下同じ。)

④ 前記②の裁判結果等の割合



⑤ 実刑・執行猶予・保護観察付執行猶予等の割合



⑥「年長少年に係る公判請求事件」における罪名別の共犯者の有無、犯行時間帯の別、少年院送致歴の有無

	人数	共犯者		犯行時間帯		少年院送致歴	
		有	無・不明	夜間	その他・不明	有	無・不明
住居侵入	4	4		4		2	2
強制わいせつ	1		1	1			1
強姦	1	1			1		1
礼拝所・墳墓関係	4	3	1	2	2		4
殺人	7	5	2	4	3	2	5
傷害	13	8	5	6	7	4	9
窃盗	21	9	12	10	11	7	14
強盗	1	1		1			1
強盗致死傷	5	4	1	4	1	2	3
詐欺	9	6	3	1	8	3	6
恐喝	3	2	1	1	2	1	2
盗品等関係	1		1	1		1	
毀棄・隠匿	1		1		1	1	
銃砲刀剣類所持等取締法	1		1		1		1
犯罪による収益の移転防止に関する法律	1	1			1		1
自動車損害賠償保障法	2		2	1	1		2
大麻取締法	3		3		3	1	2
麻薬及び向精神薬取締法	1		1		1	1	
覚せい剤取締法	1		1		1		1
道路運送車両法	5		5	2	3		5
不正アクセス行為の禁止等に関する法律	1		1	1			1
危険運転致死傷	9		9	7	2		9
自動車による過失致死傷等	48		48	14	34	2	46
道路交通法	69	2	67	33	36	4	65
総数	212	46	166	93	119	31	181

※本表は、「年長少年に係る公判請求事件」の134人について、罪名ごとに、共犯者の有無、犯行時間帯の別、少年院送致歴の有無を調査したものである。

なお、1人につき、複数の犯罪事実があり、かつ、罪名も複数ある場合は、それぞれの罪名ごとに1人として計上した（例：1人につき、窃盗2件及び詐欺1件の犯罪事実がある場合は、窃盗1人、詐欺1人と計上）。

※ 罪名については、検察統計年報の別表分類一覧表（その1）の大分類による。

窃盗関係(1)

○窃盗の手口別・被害額

手口	被害額				
	人数	1万円未満	1万円以上 10万円未満	10万円以上 100万円未満	100万円以上 1000万円未満
万引き	7	4	1	2	
ひったくり	3	2	1		
侵入盗	3(3)		1	2	
自動車盗	2(1)			1	1
オートバイ盗	1(1)			1	
すり	1(1)		1		
自転車盗	1(1)	1			
置引き	1		1		
払出盗	1		1		
その他	5(1)	4	1		

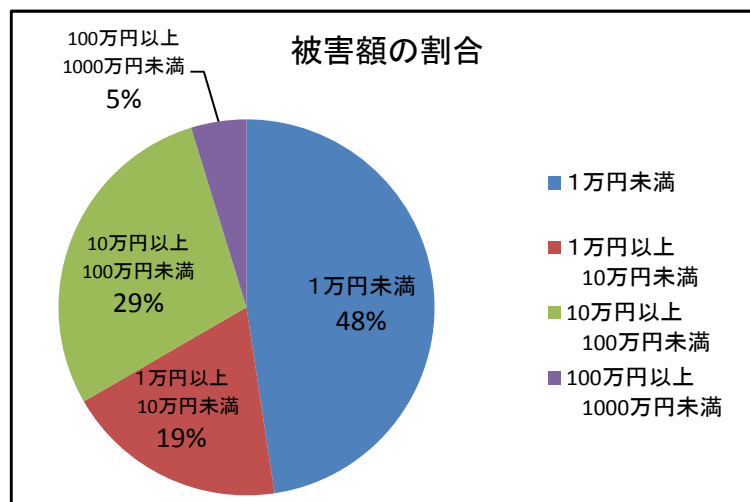
※「年長少年に係る公判請求事件」の134人のうち、犯罪事実に窃盗（未遂を含む）を含む21人について調査したものである。

※窃盗の犯罪事実が複数あり、かつ、手口が複数ある場合は、それぞれの手口ごとに1人として計上した（例：「万引き3件」である少年は「万引き1人」と計上し、「万引き1件及びひったくり2件」である者は「万引き1人」及び「ひったくり1人」と計上）。

※「人数」欄の括弧内は、別の手口の窃盗が犯罪事実に含まれている者の人数である。

○被害額

被害額	人数
1万円未満	10
1万円以上 10万円未満	4
10万円以上 100万円未満	6
100万円以上 1000万円未満	1

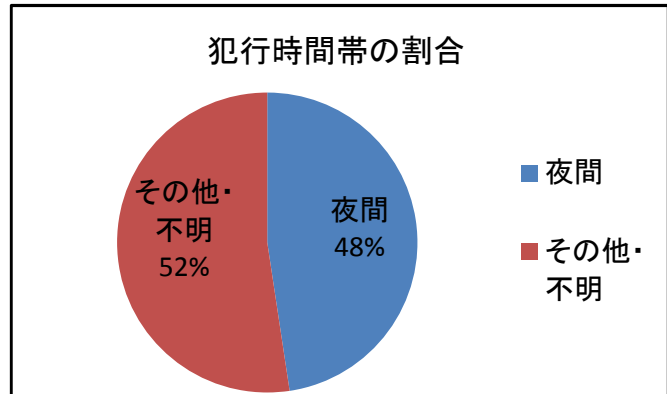


※窃盗の犯罪事実が複数ある場合は、被害額の合計金額を計上した。

窃 盗 関 係 (2)

○犯行時間帯

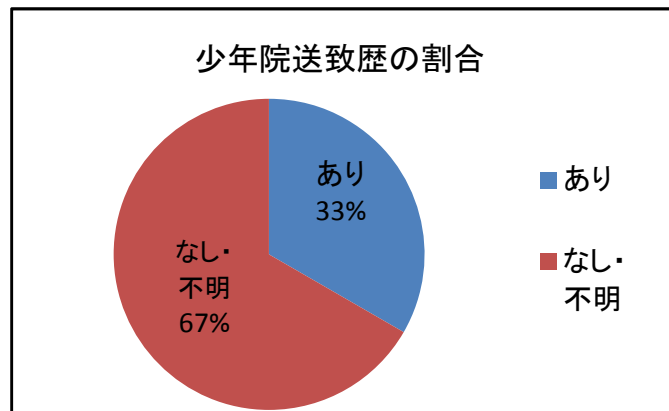
時間帯	人数
夜間 (22:00～5:00)	10
その他・不明	11



※窃盗の犯罪事実が複数ある場合は、それらの中に一つ以上夜間に行われたものが含まれていれば、「夜間」の人数に計上した。

○少年院送致歴

少年院送致歴	人数
あり	7
なし・不明	14



傷 害 関 係

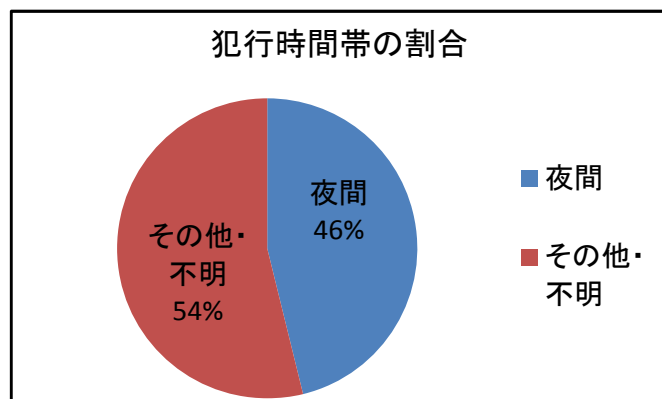
○傷害の程度及び裁判結果

裁判結果 傷害の程度	人数	罰金	6月超 1年以下	2年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下
なし(暴行のみ)	1	1					
2週間以内	2(1)			1(1)		1	
2週間超1月以内	1			1			
1月超6月以内	2(2)		1(1)	1(1)			
6月超	1			1			
死亡	6				1	2	3

- ※「年長少年に係る公判請求事件」の134人のうち、犯罪事実に傷害（暴行，傷害致死を含む）を含む13人について調査したものである。
- ※傷害の程度については，傷害の「全治又は加療」期間を示し，また，傷害の犯罪事実が複数ある場合は，傷害の程度が最も重いものを計上した。
- ※裁判結果の月又は年の表示は「懲役又は禁錮」を示し，不定期刑の言渡しのあったものについては，その刑の長期を基準として計上した。
- ※括弧書きは，執行猶予の言渡しを受けた者の数であり，内数である。

○犯行時間帯

時間帯	人数
夜間 (22:00～5:00)	6
その他・不明	7



- ※傷害の非行事実が複数ある場合は，それらの中に一つ以上夜間に行われたものが含まれていれば，「夜間」の人数に計上した。

○少年院送致歴

少年院送致歴	人数
あり	4
なし・不明	9

